

平成 21 年度
当 初 予 算 編 成 要 領

新しい三豊市のまちづくりのスタートの年として



三豊市政策部財政課

— 目 次 —

☆ 平成 21 年度三豊市予算編成方針 1

平成 21 年度三豊市予算編成方針

人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化にともなう、わが国の危機的な状況を開拓するには、地方分権を断行することによってこの国のかたちを新たなものとする変革を進め、個性豊かで活力に満ちた多様な地域社会、地域の住民が誇りと愛着を抱く地域社会を再構築していくことが肝要である。そして、それこそが、生活者の視点に立った行政を実現する地方自治体の本来の姿である。地方分権改革推進委員会は、このような認識を内容とした第一次勧告を取りまとめました。

期せずして、三豊市は「自主・自立」を基本理念に、市民との協働体制の確立と地域内分権を進めながら、本市ならではの新たな“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊を将来像と定め、三豊市新総合計画を策定しました。合併に伴う特例措置がなくなるほど 10 年間を、自立への助走路として位置づけるこの計画は、平成 21 年度からスタートいたします。

新年度予算編成にあたっては、新総合計画に掲げられた主要事業やまちづくり指標を成し遂げるため、市民への情報提供や説明責任を果たしながら、これまで 3 年間取り組んできた以上に全部局が連携し、実施計画第 1 期目の年に相応な、予算編成に取り組むことといたします。

他方では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、地方公共団体は、毎年度、財政の健全化を判断する比率を公表しなければならない制度が始まりました。目下、実質公債費比率、将来負担比率が県下 8 市の中で健全度第 2 位にありますが、これらの健全度については、今後とも確保していく必要があります。さらに、既に三豊市行政改革大綱の中の「中期財政計画」で示しています計画の最終年度財政規模 230 億円への道筋を堅固に捉えながら、各単年度予算は、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を絶対的条件として積極的かつ効果的な予算編成に果敢に取り組んでまいります。

こうしたことから、新年度予算は、新総合計画の着実な実践と、基礎的財政収支と投資的経費の相対的関係に着目した要素が関連して形付けられることになります。これらが合わされたものを平成 21 年度予算規模といたします。

最後に、新しい三豊市のまちづくりのスタートの年として、全職員が知恵と工夫を最大限に發揮し、限られた財源の効果的かつ重点的な配分に努めるなど、将来の三豊市の発展のために、新しい予算づくりの取り組みをお願いします。

市長 横山 忠始

基 本 方 針

- 1 平成 21 年度予算編成については、「三豊市新総合計画」で示された、三豊市が自治体として目指すまちづくりの施策の大綱に沿った編成を行う。
 - 2 中期財政計画で示された歳入歳出規模を基本とするが、行財政改革により生じた財源を市民の皆さんに還元することで、三豊市新総合計画に盛り込まれた施策を着実に実践し、将来に向け明るい展望が持てるよう、積極的かつ効果的な予算編成に取り組む。
 - 3 平成 21 年度までの 3 カ年の集中対策期間の最終年として、過去 2 カ年と同様、歳入に見合う財政構造への転換と長期的に持続可能な財政基盤の確立に向け、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努める。
 - 4 補助金等適正化法第 22 条の規定に基づく財産処分の承認基準の変更を受け、現有施設の利用状況を把握し、今後の運営方法について、転用、譲渡等効率的なあり方を検討し、積極的に予算に反映すること。
 - 5 人件費、扶助費、公債費の義務的経費及び臨時職員賃金、時間外勤務手当については、現行制度や行財政改革推進プランなどに基づき積算すること。なお、臨時職員の雇用については、人事課及び教育委員会のヒヤリングにおいて必要であると認められたもののみ予算を配分する。
 - 6 経常経費（議員及び委員等報酬・特別職・一般職給、賃金、県及び一部事務組合負担金、扶助費などを除く。）については、平成 20 年度当初予算一般財源の 95%相当額を各部各課（以下「各部門」という。）に枠配分するので、その枠内予算額で各部門が自主的、主体的に事務の効率化、事務経費の見直しに努め、徹底した経費の削減に取り組むこと。また、事務費など庁費については、枠配分に関わらず、それ以上の削減に努めるとともに、補助金については、「三豊市補助金等の見直しに関する答申」を予算に反映させること。
また、枠配分額は、事業ごとに示しているが、事業内予算項目で削減が不可能な場合は、各課の（目）レベルにおいて調整し、強いては各部門で調整し、予算編成に努めること。
- ※ 尚、平成 20 年度で終了する事業の経費については、枠配分額に含めないこと。

- 7 扶助費、貸付金等**については、枠配分対象外経費としているが、各部門で事業ごとに所要額を積算のうえ計上すること。
尚、扶助費のうち市単独事業については、政策的要素もあるが、5%削減を目標とし、事業の内容変更（対象者の精査等）、廃止等事業の見直しを図ること。
- 8 投資・政策的経費**については、「三豊市新総合計画」実施計画に計上された事業に、優先的に予算を配分する。
したがって、その他の事業については、財源確保が難しい状況を踏まえ、既存公共施設の安全確保と整備改善を第一に、道路や学校などの市民サービス根幹施設の改修や補修に限定する。
- 9 歳入**については、全ての項目について適正かつ的確に収入見込み額を算定すること。尚、社会経済情勢の変動、国・県の施策・制度改正の動向に十分留意し、新たな財源の検討も含め、全力を挙げて財源確保に取り組むとともに、過大・過少の見積もりにならないようにすること。特に新規・既存の事業を問わず、国・県の補助制度の総点検・確認作業を必ず行うとともに、各種他団体の助成制度についても幅広い視点から検討し、積極的に活用すること。さらに、普通財産の売却も含めた収入源の完全捕捉、徴収率の向上、滞納整理、不納欠損の防止及び公共施設利用料の見直しを図るなど適正な受益者負担の確保等に努めること。
- 10 特別会計及び企業会計**については、一般会計に準じ、経常経費の5%削減（事務費など庁費はそれ以上の削減）に自主的に取り組むこと。また、その他の経費については、独立採算の原則を認識したうえ、一般会計からの赤字補填は、今後一層困難になることを十分考慮したうえで、引き続き厳しい姿勢で事務事業の効率化や業務運営の健全化に取り組むこと。
- 11 《行財政改革推進プラン》の進捗状況を確認し着実に推進するとともに、必ず予算編成に反映すること。**
- 12 平成21年度補正予算**については、補助事業及び突発的災害等（市長が認めたもの）とし、その他は、予算の組替による予算措置とする。